

令和8年度韓国全羅南道女性団体との交流支援事業実施要領

1 趣旨

佐賀県が友好交流協定を締結している韓国全羅南道で活動する女性団体と、県内の団体との間で行われる派遣・招へい活動を支援することにより、同地域との男女共同参画分野における交流促進を図る。

2 対象事業

支援の対象となる事業は、韓国全羅南道で活動する女性団体との交流により、男女共同参画社会の形成に寄与することが期待できる企画で、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 取組の成果が地域に還元されるとともに、交流の継続性が期待できるものであること。
- (2) 招へいの場合、実施内容に講演会等の公開企画を含むものであること。
- (3) 特定の政治や宗教、営利活動に関しない内容であること。

3 応募資格

- (1) 佐賀県内を中心に活動しており、韓国全羅南道の女性団体との継続した交流を行っている、または行うことを予定している県内のグループであること。

※ 「グループ」とは、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。

任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則があり、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、又は公益財団法人に限る。

- (2) 男女共同参画社会の実現に関心を持っていること。
- (3) 事業の企画から実施、報告書の作成までを主体的に行う能力を有していること。
- (4) 代表者（法人の場合は役員全員）が暴力団員でないこと、及び暴力団、暴力団員が役員となっている団体等、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと。
- (5) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体でないこと。

4 実施期間

事業実施の期間は、令和9年2月末日までとする。

5 支援企画数

派遣・招へいのいずれか1企画

6 募集締切

令和8年9月28日（月）※交付額が予算額に達し次第受付終了

7 実施方法

- (1) 応募しようとするグループは、「令和8年度韓国全羅南道女性団体との交流支援事業助成金交付要綱」(以下「助成金交付要綱」という。)に定める「令和8年度韓国全羅南道女性団体との交流支援事業申込書兼助成金交付申請書」を佐賀県男女参画・女性の活躍推進課(以下「県」という。)に提出する。
- (2) 県は、前号の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、採否を決定し、当該グループに結果を通知する。

なお、採択の場合は、助成金の交付に関して、あわせて通知する。(助成金額は、必要と認められる経費の全部または一部とし、派遣、招へいともに20万円を限度とする。ただし、助成対象とする経費は交付決定日以降に支出されたものに限る)。
- (3) 採択の通知を受けたグループ(以下「支援グループ」という。)は、事業の内容等に変更が生じた場合、助成金交付要綱に基づき、知事に対し助成金変更承認申請を行う。知事は、支援グループからの変更承認申請に基づき、事業の変更の承認又は助成金の交付決定の変更若しくは追加交付の決定を行う。
- (4) 支援グループは、助成金交付要綱に基づき、助成事業完了後30日以内に、知事に対し実績報告を行う。知事は、支援グループからの実績報告に基づき助成金の額の確定を行う。

8 審査

県は、提出された申請書に基づき次の項目について審査するものとする。

ア 男女共同参画の視点があり、男女共同参画の推進につながる取組であるか。

(妥当性)

イ 全羅南道で活動する女性団体との交流に繋がり、事業効果を県民や地域社会に広めることができるか。(有効性)

ウ 準備から企画実施、実績報告まで、団体が主体的に実施できる体制であるか。

(実現可能性)

エ 企画内容及び経費見積もりが具体的で実施可能であるか。(実現可能性)